○　企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第一項に規定する取引所金融商品市場を指定する件（令和八年金融庁告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第五条の五に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場を次のように指定する。	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第一項に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場を次のように指定する。